

FIFA標準規約等に伴うJFAリフォームの件

2014年12月21日

公益財団法人日本サッカー協会

JFAリフォームとは

組織の強化を図るため、内部統制システムの整備、FIFA標準規約対応を含むJFA規約の改正、組織・人事改革、地域組織強化、財政基盤の確立、ブランド強化等の取り組みを行うもの。

目次

0. 経緯・背景
1. 評議員会に関する事項
2. 理事会に関する事項
3. 委員会に関する事項
4. 事務総長(セクレタリー・ジェネラル)に関する事項
5. 会長予定者の選出に関する事項
6. 役員等の選出に関する事項

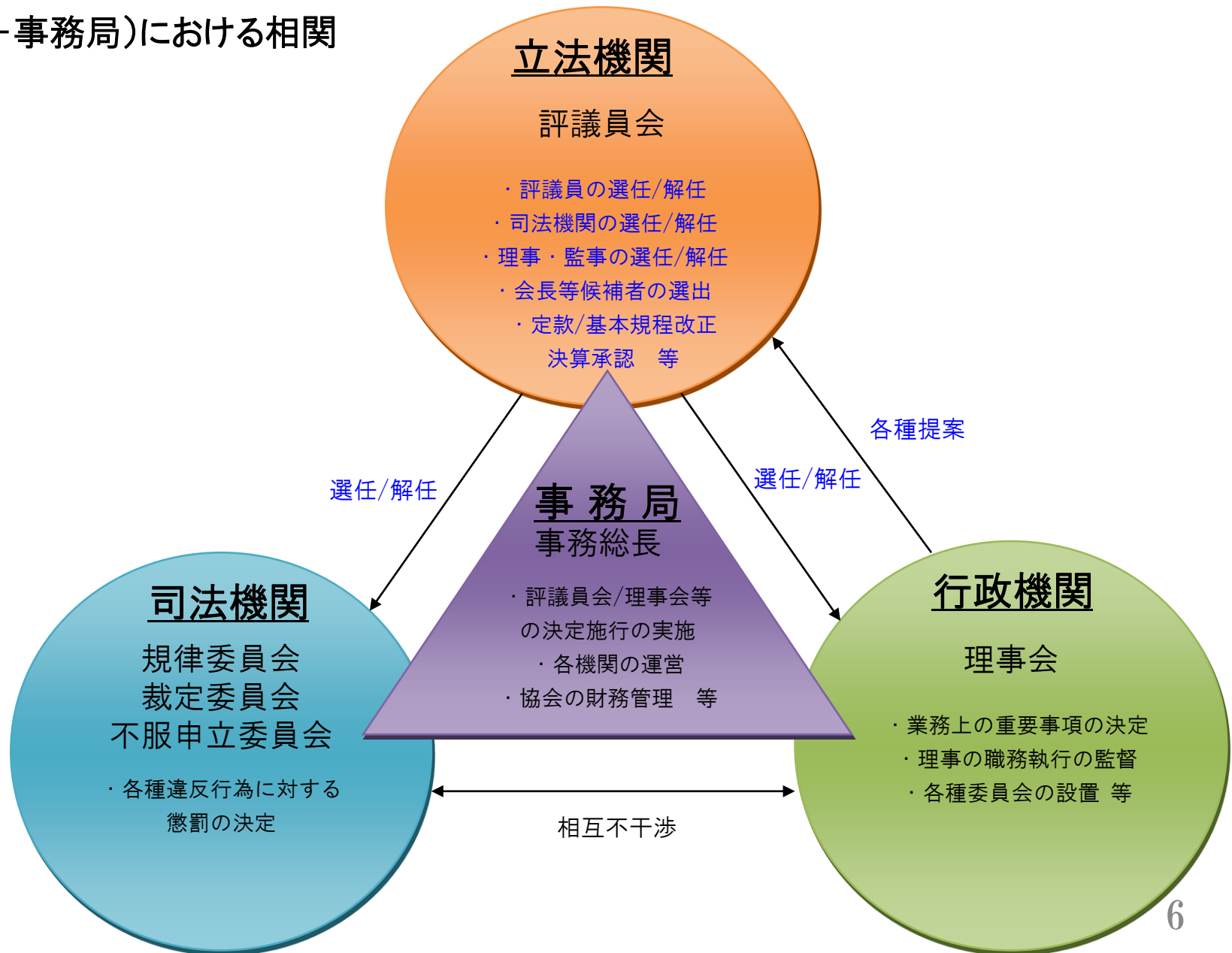
0. 経緯・背景

時期	内容
2013.5	FIFA総会にて、FIFA規約が修正。「加盟協会はFIFA標準規約に準拠した規約を承認すること」が加盟協会の義務となった。
2013.9	FIFA加盟協会委員会にて、日本を含む13協会の規約を選挙以前に改正すべき旨決議。
2014.1	大仁会長より、FIFA標準規約対応を含む組織改革として「JFAリフォーム」の実施を発表した。
2014.3.5	FIFAとJFAとのミーティングで、現行JFA規約につき、要改訂・対応事項の1年以内の実施を条件に、FIFAは、2014年3月のJFA役員改選の実施を「例外的に」認める意向を示した。
2014.3.17	FIFA加盟協会委員会にて上記対応方針が承認された。
2014.5.28	FIFAとJFAの新メンバー構成に関するミーティングにおいてJFA提示案について意見交換を行った。
2014.7.19	FIFAからのレターにおいて、評議員会新メンバー構成案の了承を得た。
2014.10.9	第10回理事会においてJFA定款及び基本規程FIFA提出案が承認された。
2014.10.11	評議員会説明会において、JFA定款及び基本規程FIFA提出案を説明した。
2014.10.13	第10回理事会において承認されたJFA定款及び基本規程改正案をFIFAに提出した。
2014.10.24	FIFAとJFAのミーティングにおいてJFA定款及び基本規程改正案について意見交換を行った。
2014.11.6	FIFAからのレターにおいて、更なる修正事項等に関する指摘を受けた。
2014.12.15	修正後のJFA定款及び基本規程改正案を再度FIFAに提出した。
2014.12.17	FIFAからのレターにおいて、JFA定款及び基本規程改正案が承認された。
2014.12.18	第12回理事会において、JFA定款及び基本規程改正案が承認された。
2014.12.21	臨時評議員会において、JFA定款及び基本規程改正案が承認された。

1. 評議員会に関する事項

評議員会の権限

●三権(+事務局)における相関



評議員会の権限

●JFA基本規程に規定される評議員会の権限は以下のとおり

評議員会の権限	
1	理事及び監事の選任及び解任
2	会長・副会長・理事等の候補者選出※1
3	司法機関(規律委員会、裁定委員会及び不服申立委員会)の委員長、副委員長及び委員の選任又は解任
4	理事及び監事の報酬等の額
5	評議員に対する報酬等の支給の基準
6	貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
7	定款の変更
8	残余財産の処分
9	基本財産の処分又は除外の承認
10	その他評議員会で決議するものとして法令又は本協会定款若しくは基本規程で定められた事項

※1 理事会に加え、評議員もこれら会長、副会長及びその他理事の候補者を提案することができる

評議員選出団体の義務

●評議員選出団体の義務は以下のとおり

評議員選出団体としての主な義務(基本規程より抜粋)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 役員リストの提出 |
| 2 | 定款等諸規則の提出 |
| 3 | 当該団体の意思決定に関する機関等の構成員の選任又は解任の適正かつ公正な実施 |
| 4 | 当該団体の運営の適正かつ公正な実施 |

加盟団体としての主な義務及び遵守事項(基本規程より抜粋)

- | | |
|---|---|
| 1 | JFA規程及びこれに付随する諸規程並びにFIFA、AFC及びEAFFの諸規程並びにスポーツ仲裁裁判所(以下「CAS」という)の仲裁関連規則のほか、本協会、FIFA、AFC及びEAFF並びにCASの指示、指令、命令、決定及び裁定等の遵守 |
| 2 | FIFA又はAFCによって正式に定められかつ本協会並びに加盟団体及び選手等が服するべきとされた国際カレンダー並びに国際試合又は国際大会に関する規定等の遵守 |
| 3 | FIFAへの非加盟国協会又は大陸連盟の暫定メンバーとの試合を含むスポーツ的交流の禁止(FIFAが認める場合を除く) |

新メンバー構成の考え方

	考え方・要件
1	manageable(管理可能)な団体の代表であること(FIFAからの要件)
2	47FAからの選出(現メンバー)はそのままとする
3	プロの代表としてJリーグ及びその所属クラブより選出し、内訳はJリーグ(1)、クラブ(J1:18)の計19枠とする。(FIFAとの合意事項)
4	アマチュアリーグとして、JFL、日本フットサル連盟、なでしこリーグより選出する
5	その他のステークスホルダーとしてJFA基本規程に規定される「加盟団体」より各種連盟を、その他関連団体として一般社団法人日本プロサッカー選手会をメンバーに加える
6	将来的な選出を考慮し、指導者、審判、ビーチサッカー、医学関連、障がい者サッカー等の枠を想定する
7	評議員会の円滑な運営を妨げない構成を達成する(構成員を広げすぎることによる弊害を防ぐ)

新メンバー構成

●前述の考え方にに基づき、以下の新メンバー構成とする

ステークホルダー	票数	備考
47FA(地域)	47	47FA:各1
Jリーグ+クラブ	19	リーグ:1+クラブ:18(J1)
JFL、日本フットサル連盟、なでしこリーグ	3	JFL、日本フットサル連盟、なでしこリーグ:各1
各種JFA所属団体	5	大学、社会人、高体連、JCY、中体連:各1
選手会	1	—
合計	75	—

加盟団体・評議員会の認定要件

●評議員会メンバー追加にあたり、「加盟団体」及び「評議員会」への加入条件を定める

①加盟団体への加入条件

(大方針)

- ✓ 管理可能な団体であること
- ✓ 「連盟」と「その他団体」(審判組合、指導者組合等) の場合で異なる基準を設定
- ✓ 一定程度の厳格な要件を設定(無用な乱立を避けるため)

加盟団体への新規加入条件

	連盟	その他(指導者、審判、医学など)
組織	<ul style="list-style-type: none">・唯一の統括団体・独立性の担保・法人格の取得・JFA登録(選手/チーム)・各種規程・書類※の整備	<ul style="list-style-type: none">・唯一の統括団体・独立性の確保・法人格の取得・全有資格者の統括団体・各種規定、書類※の整備
活動	<ul style="list-style-type: none">・全国リーグ/大会の実施・競技規則の履行義務付け・有資格審判の義務付け・大会実施要項整備(施設基準規定含む)	
登録者/ チーム	<ul style="list-style-type: none">・9地域に連盟加盟チームが存在	
その他	FIFA実施の国際大会カテゴリーのトップリーグについては上記の限りではない	医学については資格制度整備の必要性について要検討

加盟団体・評議員会の認定要件

●評議員会メンバー追加にあたり、「加盟団体」及び「評議員会」への加入条件を定める

②評議員会への加入条件

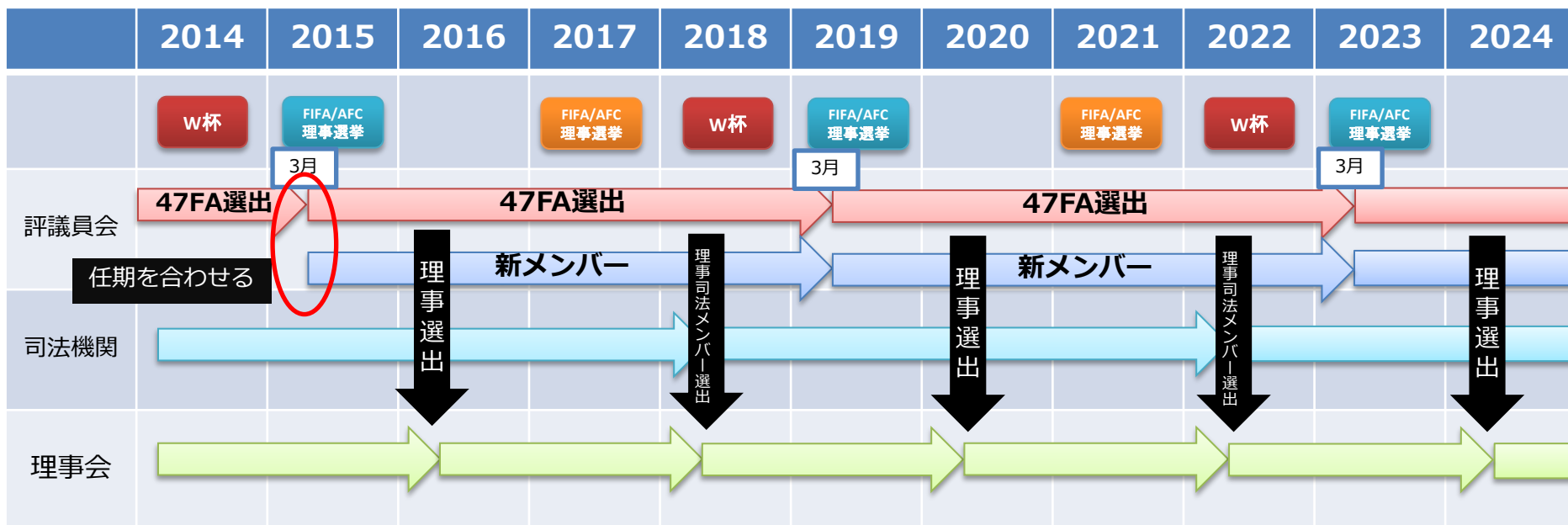
(大前提)

JFAの加盟団体であること

評議員会への新規加入条件

	連盟	その他(指導者、審判、医学など)
組織	・加盟団体となった後、一定期間(例:3年)、健全に運営がなされること	
活動	・47都道府県に連盟加盟チームが存在	
その他	・条件を満たしただけで自動的に認めることはしない。 ・あくまで、 <u>理事会・評議員会の両機関にて慎重に審査・審議した上で、承認することとする(無用な組織の乱立による政治上の混乱を防ぐ)</u>	

2015年に新たな評議員を加えた場合の各機関の任期について



<ポイント>

- ・現在の評議員の任期を4年→3年とし、新たな評議員の選出と同一時期にする
(任期一致による管理簡素化)
- ・理事改選および司法機関メンバーの改選は、評議員の選出時と重ならない
(評議員自身の改選期とずれることにより、適切な人選が可能となる)
- ・司法機関メンバーの改選は、理事改選のタイミングと重なる
(役員と司法機関のメンバーを振り分けることが可能となる)

関連規定の改正について

	項目	定款・基本規程 改正版(案) 該当条項	変更内容	理由 (斜字についてはFIFAからの指摘内容)
1	評議員数の 上限	定款 第16条 基本規程 第25条	本協会に、評議員 <u>75名</u> を置く。	原案では評議員人数の上限を10人のバッファーを持たせて、「85人まで」としているが、このバッファーは不要。新規に評議員選出団体を追加する場合は、同時にこの上限を増やすことで対応すればよい。
2	評議員選出団体からの評議員候補者選出	基本規程 第26条第6項 (追加)	評議員は、評議員選出団体より推薦された評議員候補者より選任されなければならない。	評議員選出団体の推薦によらない個人が評議員会の決議により評議員になることはあってはならないことを明記すべきである。
3	新たな評議員選出団体の認定	基本規程 第26条の2 第1項第6号 第2項第5号	1. (6)第71条の3第1項各号に定める要件を満たしていること 2. (5)第71条の3第2項各号に定める要件を満たしていること	新たな評議員選出団体の加入要件として、第26条(1)から(5)に定める要件と合わせ、その前段となる加盟団体加入要件である第71条の3第1項及び第2項の要件を満たしていることが必要であることを確認するもの
4	評議員の年齢制限	基本規程 第26条の4 第2項	評議員は、その就任時に、満 <u>70歳</u> 未満でなければならない。	JFAの年齢制限の考え方は適切であると判断し、今後47FAIに対して年齢制限の導入を推奨していく。また、47FAからの評議員は会長・副会長及び専務理事としており、現状、65歳以上の評議員を推薦しているFAがあるという実態も踏まえ、総合的に勘案し、原則として満65歳未満となっていたものを変更するもの。

関連規定の改正について

	項目	定款・基本規程 改正版(案) 該当条項	変更内容	理由 (斜字についてはFIFAからの指摘内容)
5	任期途中の 評議員の変 更	基本規程 第26条 第7項、第8項 (追加)	7. 評議員が任期の満了前に退任した場合、退任した評議員を推薦した評議員選出団体は、補欠の評議員の候補者を推薦できるものとする。 8. 前項に基づき補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。	<i>評議員が(何らかの理由で)任期途中で退任する場合、当該評議員選出団体は、(残りの任期の期間に関して)新たな評議員を推挙できる旨を規定すべきである。</i> 第8項は、第7項の規定を踏まえ、補欠の評議員の任期を定めるもの。
6	評議員の会 長・副会長の 提案権	基本規程 第32条の2 第2項	前項(同条第1項)には、役員を選任又は解任並びに会長、副会長、 <u>専務理事及び常務理事の候補者の選出に関する請求又は提案も</u> 含まれる。	<i>(役付ではない)理事会の提案権のみではなく、評議員は会長、副会長等の役職を含めた形での提案権を持つ、とする表現へ修正すること。</i>
7	加盟団体への 加入基準	基本規程 第71条の3 (追加)	新たな各種の連盟及び関連団体の認定にあたり、「独立性の担保」、「法人格の取得」等の加入基準を基本規程に定める。 (詳細は次ページ参照)	評議員選出団体になり得る団体である加盟団体に関して、今後の新規団体加入の際の要件を、団体のガバナンスの確保等の観点も含めて定めるもの。

関連規定の改正について

JFA基本規程 第71条の3[新たな各種の連盟及び関連団体の認定]

1. 本協会は、必要に応じ、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条に定める各種の連盟として新たに認定することができる。
 - (1)日本サッカー界における特定のカテゴリーにおける唯一の統括団体であること
 - (2)独立性が担保されていること
 - (3)法人格を取得していること
 - (4)目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
 - (5)所属するチーム及び選手が本協会に登録していること
 - (6)各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (7)全国的規模の大会を定期的に主催すること
 - (8)当該団体が実施する大会において競技規則の履行が義務付けられていること
 - (9)当該団体が実施する大会において有資格審判の割り当てを義務付けていること
 - (10)当該団体が実施する大会において施設基準規程を含めた大会実施要項が整備されていること
 - (11)当該団体に加盟するチームが9地域に存在すること
(FIFAが、サッカー競技の一形態として一定のカテゴリーを形成すると認めている競技に関する唯一の統括団体においてはこの限りではない。)
2. 本協会は、必要に応じ、日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表し、以下の全ての要件を満たす団体を、第71条の2に定める関連団体として新たに認定することができる。
 - (1)唯一の統括団体であること
 - (2)独立性が担保されていること
 - (3)法人格を取得していること
 - (4)選手及びチームが本協会に登録していること
 - (5)各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
 - (6)日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること
3. 理事会は、第71条に定める各種の連盟または第71条の2に定める関連団体として新たに認定を希望する団体について、その適格性を厳格に審査する。
4. 評議員会は、前項に定める理事会の審査を踏まえて各種の連盟又は関連団体としての認定を決議する。この場合、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

2. 理事会に関する事項

理事会の構成について

理事会構成の考え方(まとめ)

	項目	変更内容
1	全体構成	理事会は、「JFA(評議員会)にて選出される理事(JFA選出理事)」と「各組織から推挙に基づき選出される理事(組織選出理事)」にて構成される。
2	理事数	FIFAの指摘を考慮し、人数を総数23名とする。
3	JFA選出理事	計11名(会長1名、副会長2名、専務理事1名、常務理事1名、理事6名)とする。
4	JFA選出理事の構成	JFA選出の常務理事/理事計7名 うち6名は以下の委員会を担当する(委員長)。 1)技術、2)女子、3)審判、4)フットサル/ビーチ、5)医学、6)法務 有識者を理事として1名を置く(※非常設委員会委員長)。 職員及び職員に準じる者との兼務を禁じる。
5	組織選出理事	計12名 (9地域各1名<常務理事1名、理事8名>、Jリーグ2名<副会長1名、常務理事1名>、Jクラブ1名)とする (※評議員会の構成バランスを考慮して設定するもの)。
6	特任理事	特任理事は廃止する。

理事会の構成について

●理事会構成

	役職	構成	備考
1	会長	JFA選出理事①	選挙 ー 評議員会にて選挙
2	副会長1	JFA選出理事②	フットボール(強化・育成・指導関連)担当
3	副会長2	JFA選出理事③	国際担当(常設委員会委員長)
4	副会長3	組織選出理事①	Jリーグにて選出(チェアマン)
5	専務理事	JFA選出理事④	管理・事業担当(常設委員会委員長)
6	常務理事1	JFA選出理事⑤	常設委員会委員長
7	常務理事2	組織選出理事②	9地域にて選出
8	常務理事3	組織選出理事③	Jリーグにて選出
9	理事1	組織選出理事④	9地域にて選出
10	理事2	組織選出理事⑤	9地域にて選出
11	理事3	組織選出理事⑥	9地域にて選出
12	理事4	組織選出理事⑦	9地域にて選出
13	理事5	組織選出理事⑧	9地域にて選出
14	理事6	組織選出理事⑨	9地域にて選出
15	理事7	組織選出理事⑩	9地域にて選出
16	理事8	組織選出理事⑪	9地域にて選出
17	理事9	組織選出理事⑫	JリーグにてJクラブから選出
18	理事10	JFA選出理事⑥	常設委員会委員長
19	理事11	JFA選出理事⑦	常設委員会委員長
20	理事12	JFA選出理事⑧	常設委員会委員長
21	理事13	JFA選出理事⑨	常設委員会委員長
22	理事14	JFA選出理事⑩	常設委員会委員長
23	理事15	JFA選出理事⑪	有識者
	事務総長	※議決権無し	会長提案

委員会と理事の関係・各委員会の位置付けについて

●委員会と理事の関係

常設委員会

1	国際	副会長に割り当て
2	競技会	専務理事に割り当て
3	財務	専務理事に割り当て
4	技術	常務理事又は理事に割り当て
5	女子	常務理事又は理事に割り当て
6	審判	常務理事又は理事に割り当て
7	フットサル/ビーチ	常務理事又は理事に割り当て
8	医学	常務理事又は理事に割り当て
9	法務	常務理事又は理事に割り当て※「顧問弁護士」でない人

専門委員会

以下、専門委員会の委員長は、常時理事会にオブザーバーとして出席する。自らが関係する議案について、理事会の了承を受けて発言できる。
(専門委員会の委員長のうち、監査・コンプライアンス委員会の委員長以外は、常設委員会の委員長が兼ねてもよい)

1	施設
2	リスペクト・フェアプレー
3	殿堂
4	監査・コンプライアンス
5	社会貢献

特別委員会/大会実施委員会

以下、特別委員会/大会実施委員会の委員長等は、必要に応じて理事会にオブザーバーとして出席することができる。
(特別委員会/大会実施委員会の委員長は常設委員会委員長が兼ねてもよい)

1	各種特別委員会(将来構想、100周年、復興支援等)
2	各種大会実施委員会(天皇杯、国体等)
3	各種部会(各種別大会部会、強化部会等)
4	その他(Jヴィレッジ、こころのプロジェクト等)

関連規定の改正について

理事会構成の変更のポイント

	項目	定款・基本規程 改正版(案) 該当条項	変更内容	理由 (斜字についてはFIFAからの指摘内容)
1	会長不在時の規程	定款 第35条 第1項 第5号 基本規程 第4条 第6項 第18条 第5項 (追加)	<定款> (5)会長不在時の会長代行者の選定及び解職 <基本規程> 第4条[役員を設置] 6. 副会長のうちから予め定めた者1名を会長代行者とする。会長代行者は、会長が欠けた時又は会長に事故があるとき、会長を代行するものとする。 第18条[権限] 理事会は、次の職務を行う。 (5)会長不在時の会長代行者の選定及び解職	会長の不在/不能時に誰が会長の代理を行うかについて定められていなければならない。 評議員会直後の新理事会にて選任する。「筆頭副会長」という名称は用いず、あくまでも役職は副会長とする。
2	理事数、理事構成 (詳細は別途説明)	定款 第25条 第1項 基本規程 第4条 第1項 定款 第25条 第2項 基本規程 第4条 第2項	<定款> この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>23名</u> <基本規程> (1) 理事:日本国籍を有する23名(本協会の評議員、監事、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。) <定款> 2. 理事のうち1名を会長とする。又、会長を除き <u>3名</u> を副会長、1名を専務理事、 <u>3名</u> を常務理事とする。 <基本規程> 同上	理事人数は(現状の20~30名というバッファーをもたせた数字ではなく)確定的な人数とすべき。 30人の理事数は多すぎる。人数は少ないほうがよく、(30人ではなく)20人に近い人数とすべき。 理事の役割(ポジション)の数も明確にすべき(例えば、会長1名、副会長6名、メンバー13名という具合に)。

関連規定の改正について

理事会構成の変更のポイント

	項目	定款・基本規程 改正版(案) 該当条項	変更内容	理由 (斜字についてはFIFAからの指摘内容)
3	役員の選任及び会長等の選定手続き	基本規程 第6条 第2項	(2)前項に定める役員の選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定に関する手続きは、評議員会が定める役員の選任及び会長等の選定に関する規程に従うものとする。	会長等の選出に関する手続きについて評議員会が定めることを明記
4	理事と非理事の分離	基本規程 第6条 第4項 (追加)	理事及び監事は、本協会の評議員、司法機関の委員、職員及び職員に準じる者を兼ねることはできない。	<p>専門家を理事会メンバーに入れることがあっても、同じ人が同時に事務局に属してはならない。顧問弁護士、会計官、各部署の部長、主任は理事であってはならない。これらは事務総長の下(事務局)に属すべき。</p> <p>常設委員会以外の委員会の委員長は非理事とする。(但し、監査・コンプライアンス委員会の委員長以外は、常設委員会の委員長が兼ねてもよい。) 専門委員会の委員長は、常時理事会にオブザーバーとして出席する。特別委員会/大会実施委員会の委員長等は必要に応じてオブザーバーとして出席する。</p>
5	特任理事	基本規程 第14条(削除)	特任理事の規定条文を削除	<p>JFA理事会は、専門的な知識を有した第三者、各種委員会は理事会に出席できる。このようなメカニズムにより、理事会メンバー数を増やすことなく、理事会に必要な専門性を付与することが可能となる。特任理事を設定することは可能ではあるが、その場合でも、特任理事の役割を明確にすべきである。特任理事の人数は制限すべきである(例えば、2~3名程度)。</p> <p>上記FIFAの指摘を踏まえ、また、理事の役割および理事会構成を精査した結果、議決権の無い特任理事職を設けずとも、必要に応じて各種委員会および専門家をオブザーバー出席として理事会に組み込むことができると判断した。</p>

関連規定の改正について

理事会構成の変更のポイント

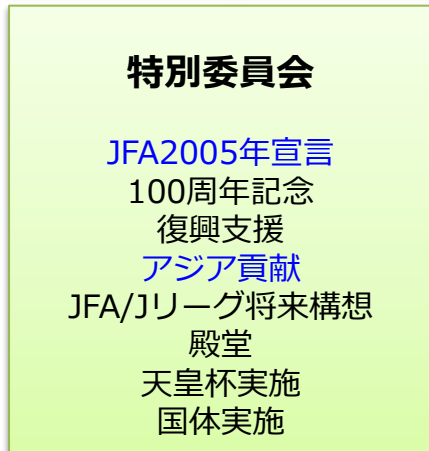
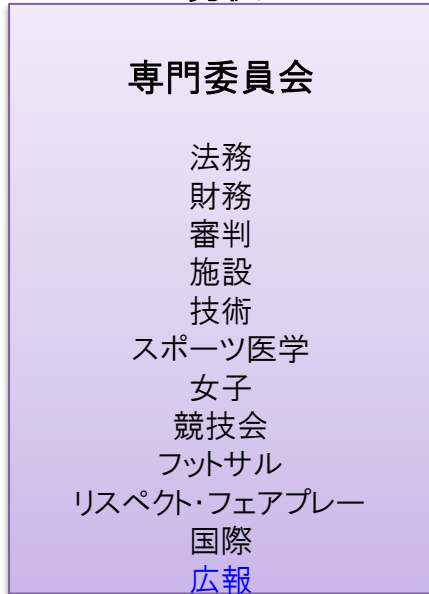
	項目	定款・基本規程 改正版(案) 該当条項	変更内容	理由 (斜字についてはFIFAからの指摘内容)
6	会長等の選出	基本規程 第18条の2 (追加)	理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定において、評議員会の決議により会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。	会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定にあたり、評議員会に会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者選出を決議することを定めたもの。
7	緊急事案の処理	基本規程 第22条の2	1. 緊急の処理が求められる事案が発生した場合、会長及び業務執行理事の協議により議事を決することができる。ただし、この場合において決定された事項は、直後に開催される理事会に報告し、追認を得なければならない。	緊急事案の扱いに関しては、これまでJFAの常務理事会に、その処理について審議するという権限が規定されているのみであったが、処理について決定を下す機関が必要であるというFIFAの指摘を踏まえ、会長及び業務執行理事の協議をもって処理の決定を行えるという機能を定めたもの。
8	任期の自動変更	基本規程 第240条の2	関連法令の改正により理事の任期を4年とすることが可能となった場合は、次に理事が選任される評議員会の開催の時までに速やかに本規程に定める理事の任期を4年に改正するものとする。	「法律の改正とともに、自動的にJFA規約を改正する」とすべきである(その法律改正の直近の評議員会で選出される理事からこれが適用される、とする)。

3. 委員会に関する事項

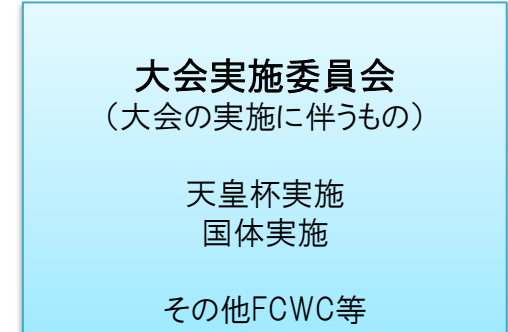
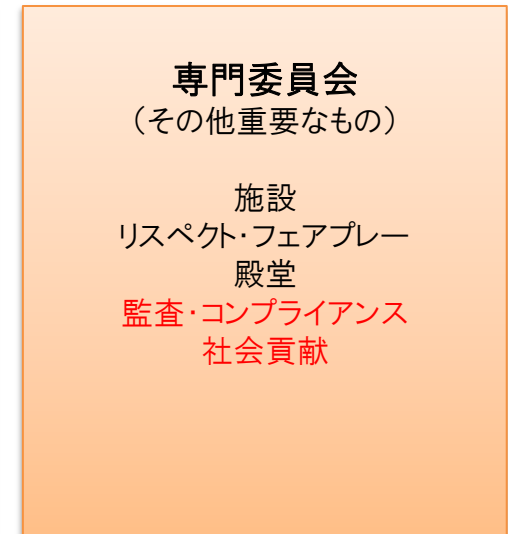
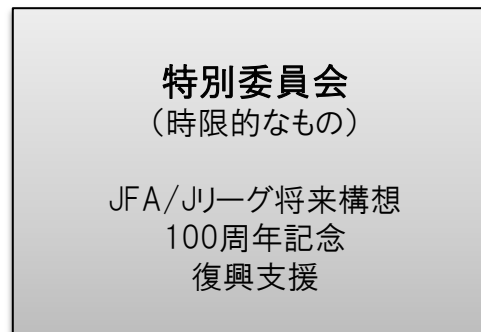
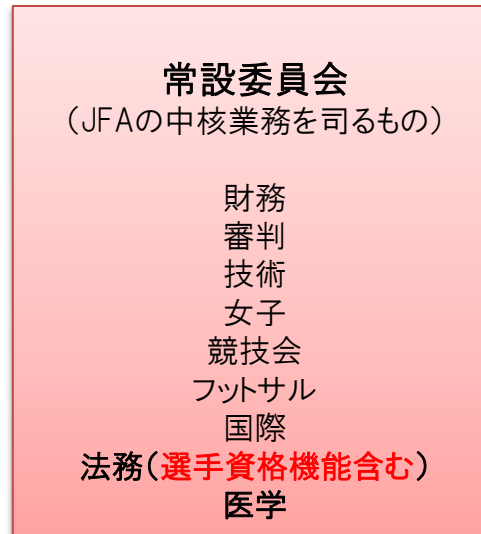
委員会全体の再構成について

現状、委員会は専門委員会と特別委員会の2つに大別されている。
下記の通り委員会構成を見直した。

現状



改変後



※赤文字は新設する委員会

※新設・廃止する委員会は原則2016年の役員改選時とする

※青文字は廃止する委員会

4. 事務総長（セクレタリー・ジェネラル）に関する事項

事務局の最高責任者についてのFIFA標準規約

- FIFA標準規約で規定されている事務局の最高責任者の権限は以下のとおり。
現行の専務理事の役割・権限と一致する部分が多いが、理事・各種委員会委員長との兼任ができない点が不一致

項目	FIFA標準規約で規定されている事務総長の役割・権限
渉外関係	<ul style="list-style-type: none">・文書受発信・メンバー、委員会、FIFA、大陸連盟との関係構築
評議員会、理事会、委員会	<ul style="list-style-type: none">・評議員会、理事会の進行、議事録作成・全委員会への出席、議事録作成
事務局	<ul style="list-style-type: none">・事務局の運営・評議員会及び理事会決定事項の遂行・財務、会計の適正管理・事務局職員の任免・管理職の会長への提案
契約関係	<ul style="list-style-type: none">・規定なし
その他	<ul style="list-style-type: none">・事務総長は評議員その他各種機関の委員となることはできない

事務総長の位置付け

<組織図>



JFAにおける事務総長の役割・権限

		FIFA標準規約を踏まえた基本的な役割	専務理事	事務総長	事務局
渉外関係	海外	<ul style="list-style-type: none"> ・FIFA、AFC、EAFF、他国協会等との文書受発信及び渉外対応 ・FIFA、AFC、EAFF、他国協会等との関係構築 ・その他特命的活動 			
	国内	<ul style="list-style-type: none"> ・Jリーグとの文書受発信及び渉外対応 ・9地域、47FA、各種連盟との文書受発信及び渉外対応 ・外部組織の役員 ・各種式典対応 			
評議員会、理事会委員会		<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会、理事会の進行、議事録作成 ・理事間の調整 ・全委員会への出席、議事録作成 			
事務局		<ul style="list-style-type: none"> ・方針の策定 ・会長補佐 ・事務局全体の統括 ・評議員会及び理事会決定事項の遂行 ・事務局業務の管理・運営 ・管理職を除く事務局職員人事の決定、管理職人事の提案 ・財務、会計の適正な管理 			
契約関係		<ul style="list-style-type: none"> ・契約行為の当事者 			

今後、裁量権限を検討する。

※事務総長の裁量権限については、代表理事(会長)及び業務執行理事の授権に基づくものとする。

関連規定の改正について

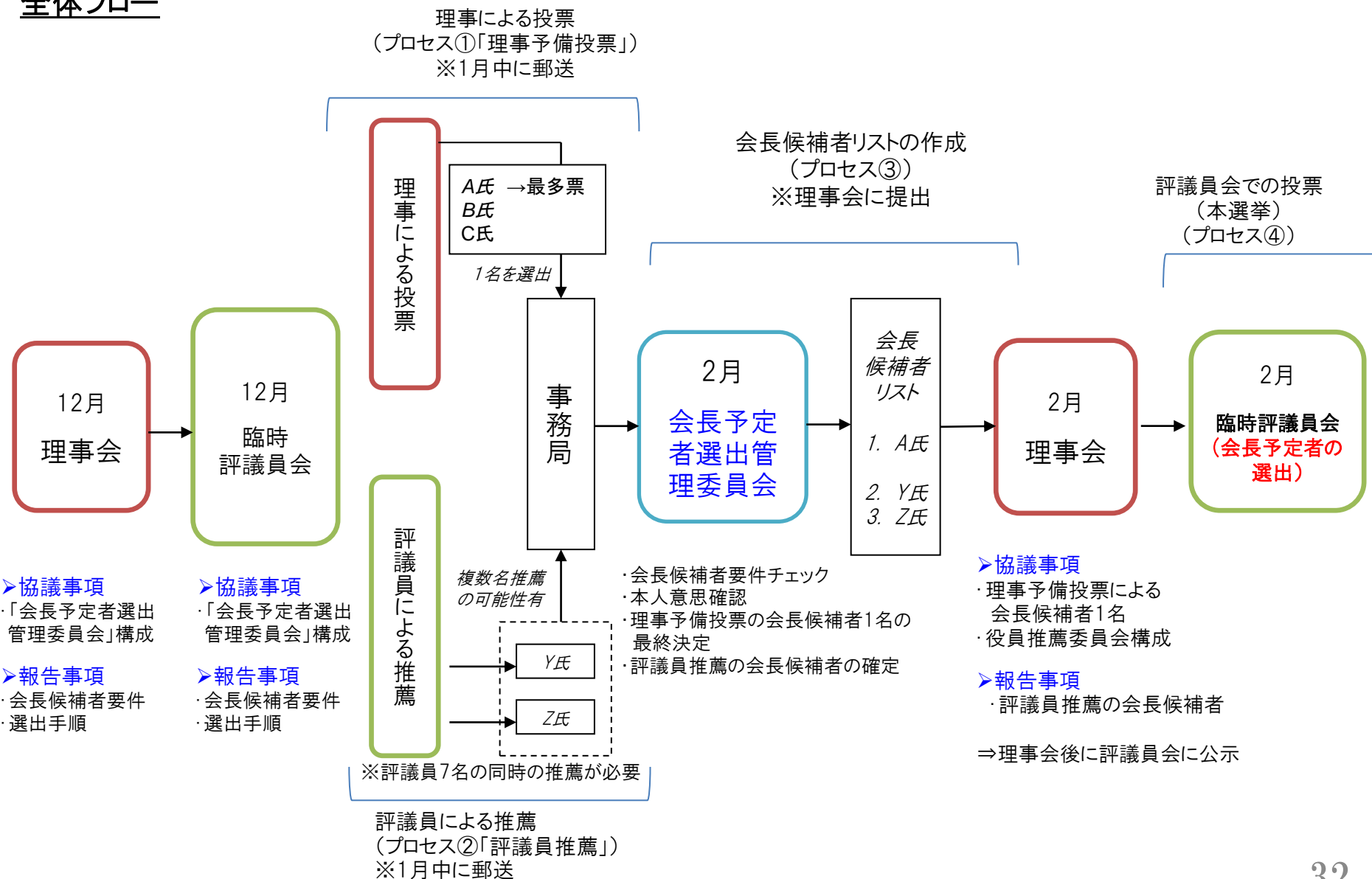
JFA基本規程 第53条の2[事務総長]

1. 事務局の最高責任者として事務総長を置く。
2. 事務総長は、会長の提案に基づき、理事会が選任及び解任する。
3. 事務総長の任期は、2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで)とする。
4. 事務総長は、本協会の評議員、理事、監事、司法機関若しくは各種委員会の委員長若しくは委員又は加盟団体の役職員を兼ねることができない。
5. 事務総長は、以下の事務を担当する。
 - (1)評議員会及び理事会における決定に関する事項
 - (2)評議員会、理事会及び各種委員会等への出席
 - (3)評議員会、理事会及びその他機関の会議の運営
 - (4)評議員会、理事会及び各種委員会の議事録の作成
 - (5)本協会の財務及び会計に関する事項
 - (6)本協会の公式文書の受発信に関する事項
 - (7)加盟団体、理事会、各種委員会、FIFA、AFC、各大陸連盟及び各国協会等との関係に関する事項
 - (8)事務局の運営
 - (9)管理職以外の職員の任免
 - (10)管理職以上の職員の任免に関する会長への提案

5. 会長予定者の選出に関する事項

会長予定者の選出フロー

全体フロー



会長候補者の要件

会長候補者の要件

- ・直近5年のうちの少なくとも2年以上、サッカー界においてアクティブな役割を果たしていること。
 - 例えば、JFA、地域、都道府県協会、Jリーグ、各種連盟・リーグ、クラブ等の役職員、選手、審判、指導者等。
 - なお、これらの関連組織に属さない者であっても、当人とサッカーと関わりの深いと認められる者は要件を満たすものとする。
- ・反社会的勢力やそれらと関わりのある者でないこと、犯罪歴がないこと(インテグリティチェック)。

(参考)

FIFA規約

※FIFA会長候補者の要件

A candidate for the office of FIFA President shall have played an active role in Association Football (e.g. as a Player or an Official within FIFA, a Confederation or an Association, etc.) for two of the last five years before being proposed as a candidate.

直近5年のうちの少なくとも2年以上、サッカー界においてアクティブな役割を果たしていること(例えば、FIFAや大陸連盟、協会などにおいて、選手あるいは役職員等である、など)

会長予定者選出管理委員会の設置

会長予定者選出管理委員会

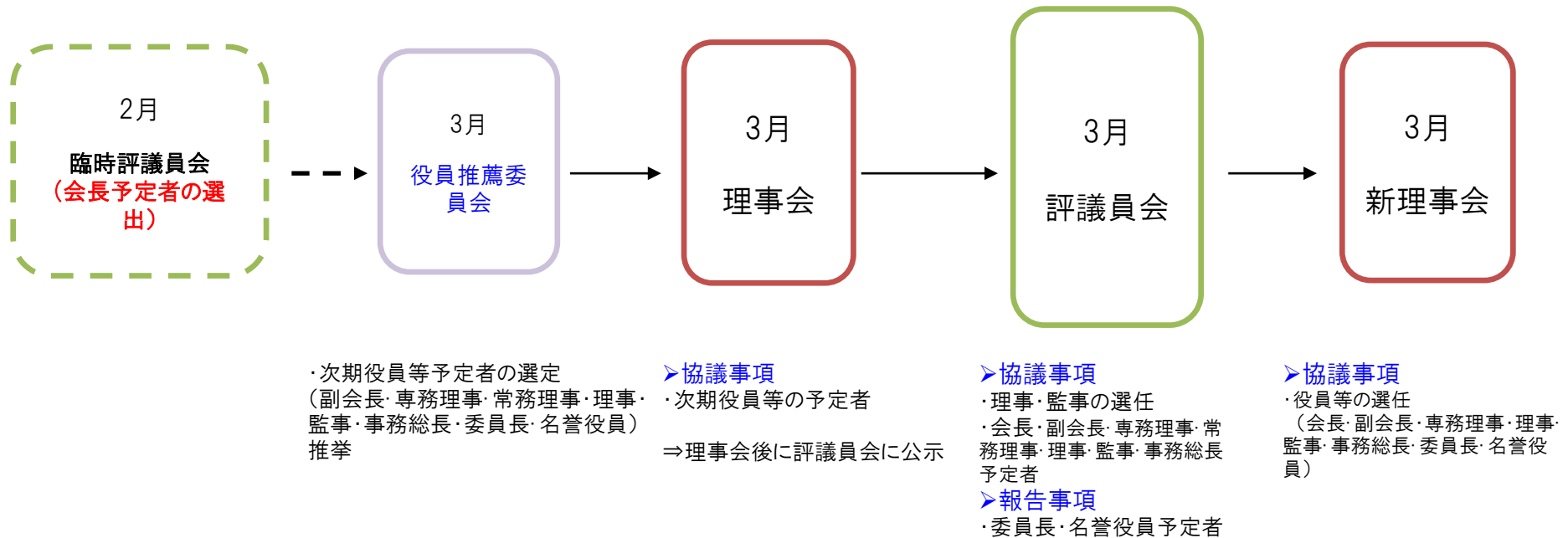
【役割】 4つのプロセスの実施、運営、管理を担当	1. 理事による会長候補者の投票（以下、「理事予備投票」=プロセス①） 2. 評議員による会長候補者の推薦（以下、「評議員推薦」=プロセス②） 3. 上記1・2にて集約された候補者のチェック・意思確認・リストの作成（プロセス③） 4. 評議員会による会長選挙（会長予定者の選出）（以下、「本選挙」=プロセス④）
プロセス①: 理事予備投票	予備投票プロセスの実施・管理 ・理事会メンバーによる投票 ・1理事1票、1人のみを選出 ・郵送による無記名投票 ・最多票獲得者が理事会から推挙される会長候補者となる（同人は後に要件チェックを受ける） ・理事予備投票の結果は理事会で報告される
プロセス②: 評議員推薦	一人の推薦には、評議員7名の同時の推薦が必要（申請用紙に共同で署名する形）
プロセス③: 会長候補者リストの作成	・会長候補者要件を満たす人物であるかどうかチェック（含むインテグリティチェック） ・会長候補者本人の意思の確認 ・理事会に対して、最終候補者リストを提出
プロセス④: 本選挙（会長予定者の選出）	・評議員による投票 ・1評議員1票、当日選挙、無記名選挙 ・その他詳細は別途検討
【メンバー構成】	委員長： 名誉会長 委員： 理事3名（※12月理事会にて選出） 評議員3名（※12月臨時評議員会にて選出） 完全独立の有識者（弁護士／学者／会計士等）2名

※会長の選定に関する手続きは、評議員会が別途定める役員を選任及び会長等の選定に関する規定に従うものとする（基本規程第6条第2項）

※上記規定及び会長予定者の選出に関する詳細は、別途検討し、2015年3月までに明確化する。

6. 役員等の選出に関する事項

役員等の選出フロー



役員推薦委員会の設置

役員推薦委員会

- | | |
|-------------|---|
| 【役割】 | <ol style="list-style-type: none">1. 会長以外の理事(予定者)の選出(※実際は「10名」を選出)2. 監事(予定者)の選出3. 事務総長(予定者)の選出4. 各委員会委員長(予定者)の選出5. 名誉役員(予定者)の推挙 |
|-------------|---|

- | | |
|-----------------|---|
| 【メンバー構成】 | 委員長：会長予定者
委員： 理事3名 (※2月理事会にて選出)
評議員3名 (※12月臨時評議員会にて選出)
完全独立の有識者2名(弁護士／学者／会計士等) |
|-----------------|---|

※役員を選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定に関する手続きは、評議員会が別途定める役員を選任及び会長等の選定に関する規定に従うものとする(基本規程第6条第2項)

※上記規定及び役員等の選出に関する詳細は、別途検討し、2015年3月までに明確化する。